

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年11月25日
【会社名】	ゼネラル・エレクトリック・カンパニー (General Electric Company)
【代表者の役職氏名】	チーフ・コーポレート・セキュリティーズ・アンド・ファイ ナンス・カウンセル(Chief Corporate, Securities and Finance Counsel) ブランドン・スミス(Brandon Smith)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 02210 マサチューセッツ州 ボストン、ネッコ・ストリート5 (5 Necco Street, Boston, Massachusetts 02210, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 下 平 大 輔
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5 - 1 新丸の内ビルディング12階 キング&スポールディング外国法事務弁護士事務所
【電話番号】	03 - 4510 - 5600
【事務連絡者氏名】	弁護士 下 平 大 輔
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5 - 1 新丸の内ビルディング12階 キング&スポールディング外国法事務弁護士事務所
【電話番号】	03 - 4510 - 5600
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	ゼネラル・エレクトリック・カンパニー記名式額面普通株 式(1株の額面0.01米ドル)の取得に係る新株予約権証券 当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等 である。
【届出の対象とした募集金額】	0米ドル(0円)(注1) 6,740,335.66米ドル(776,823,684.82円) (注2)(注3) (注) 1. 新株予約権証券の発行価額の総額。 2. 新株予約権証券の発行価額の総額に、新株予約権の行使時の 払込金額の総額を合算した金額。 3. 上記金額の詳細については第一部証券情報を参照のこと。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当なし

- (注) 1 別段の記載がある場合を除き、本書中の「当社」又は「GE」とは、文脈に応じ、ゼネラル・エレクトリック・カンパニー又はゼネラル・エレクトリック・カンパニー並びにその子会社及び関係会社を指す。
- 2 別段の記載がある場合を除き、本書記載の「米ドル」、「ドル」又は「\$」はそれぞれアメリカ合衆国の法定通貨を指すものとする。2021年11月12日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売相場は1米ドル=115.25円であった。本書における米ドル金額の日本円への換算は、かかる換算率(本書中に別段の記載がある場合は当該換算率)によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。1米ドル未満及び1円未満の金額は、それぞれ小数第三位を四捨五入してある。
- 3 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致するものではない。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和3年11月22日付で提出した有価証券届出書の記載内容の一部に訂正が生じたので、本訂正届出書により下記の通り訂正するものであります。

## 2【訂正事項】

- 第一部 証券情報
  - 第1 募集要項
    - 1 新規発行新株予約権証券
    - (2) 新株予約権の内容等
  - (摘要)
    - 4 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

#### (2)【新株予約権の内容等】

(摘要) 4．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

< 訂正前 >

- 4． 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由：GE及びその他の参加企業の適格従業員に対し、普通株式の購入によってGEの所有者であるとの意識を持つ機会を提供し、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを高揚することにより、株主利益のため会社の価値を高め、かつ参加企業にあっては、能力ある個人を採用・勤続出来る会社として当該企業の魅力を向上させるため。

< 訂正後 >

- 4． 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由：GE及びその他の参加企業の適格従業員に対し、普通株式の購入によってGEの所有者であるとの意識を持つ機会を提供し、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを高揚することにより、株主利益のため会社の価値を高め、かつ参加企業にあっては、能力ある個人を採用・勤続出来る会社として当該企業の魅力を向上させると共に、新株予約権の目的となる株式数に鑑みても、適格従業員が将来権利行使をして当社普通株式を取得することに伴う発行済株式総数の増加が当社の株主に及ぼす影響も非常に限定的であると考えられるため。